資料　3

第3次砺波市健康プラン２１（砺波市健康増進計画・自殺対策計画）

Ⅰ　総論

１　計画策定の趣旨

本市では、平成 25 年３月に「砺波市健康プラン 21（第２次）」を策定し、市民一人ひとりが望ましい生活習慣を実践する意識啓発を行うとともに、地域ぐるみの健康づくりを推進しています。また、「砺波市自殺対策計画」を平成 31 年３月に策定し、国の自殺総合対策大綱により示された５つの基本方針に沿った、総合的な自殺対策を推進しています。

このたび「砺波市健康プラン 21（第２次）」の計画期間が１年延長したことに伴い、この２つの計画期間が一致することになりました。そのため、「砺波市健康プラン２１」と「砺波市自殺対策計画」を一つにまとめ、「第３次砺波市健康プラン 21（砺波市健康増進計画・自殺対策計画）」を策定し、一体的に健康づくり施策を推進していきます。

２　計画の位置づけ

本計画は、「健康増進法」第８条第２項に基づく「市町村健康増進計画」と、「自殺対策基本法」第 13 条第２項に基づく「市町村自殺対策計画」を一体的に策定した計画です。

また、本計画は、「砺波市総合計画」を上位計画とし、「砺波市地域福祉計画」、「砺波市子ども・子育て支援計画」、「砺波市高齢者保健福祉計画」をはじめ、他の関連計画との整合・連携を図りながら推進します。

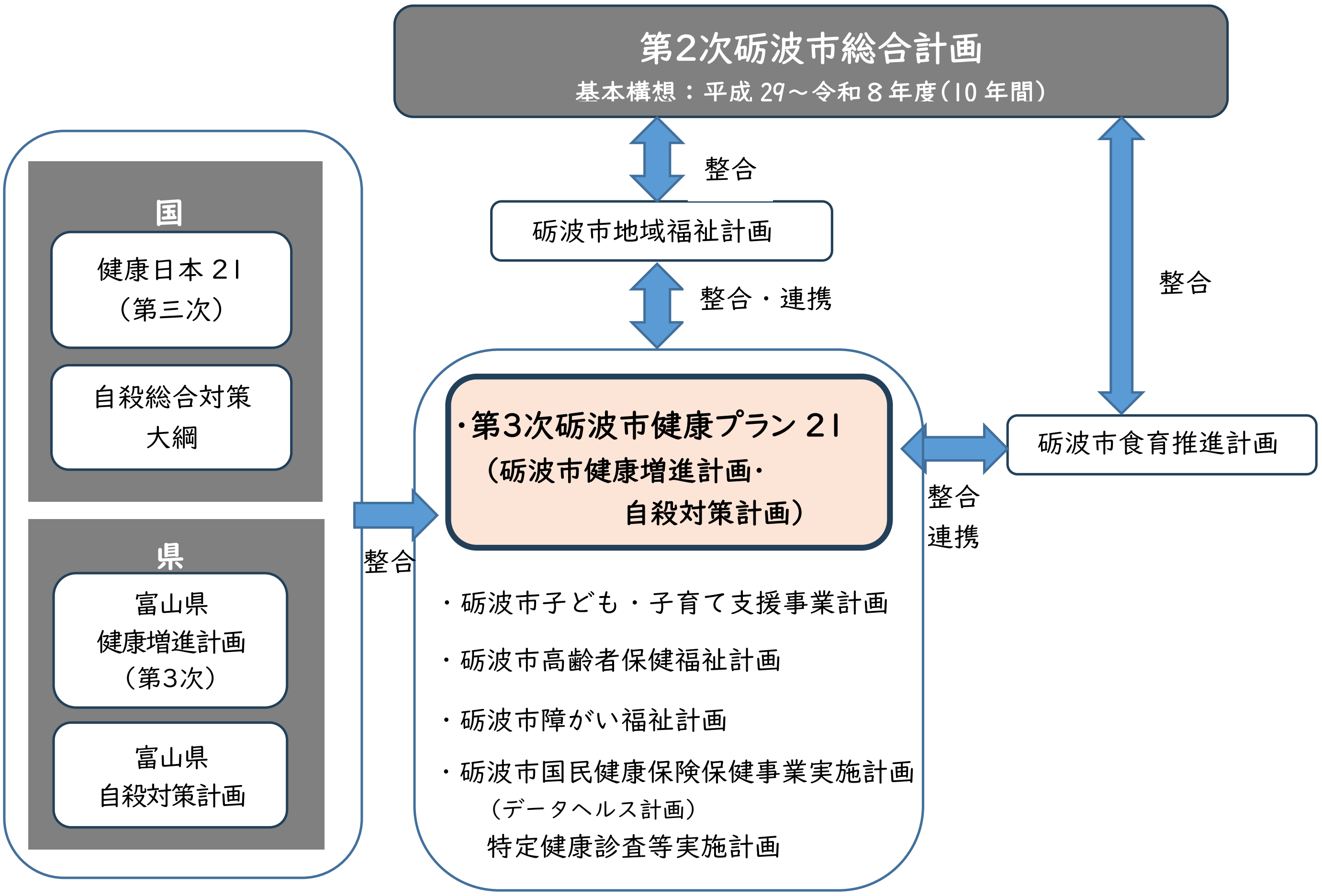

３　計画の期間

第３次砺波市健康プラン 21（砺波市健康増進計画・自殺対策計画）の期間は、令和６年度から令和 17 年度までとします。

令和６ (2024)年度	令和７ (2025)年度	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (2029)年度	令和 12 (2030)年度	令和 13 (2031)年度	令和 14 (2032)年度	令和 15 (2033)年度	令和 16 (2034)年度	令和 17 (2035)年度
第3次砺波市健康プラン 21（砺波市健康増進計画・自殺対策計画）											

４　健康増進計画の体系図（案）

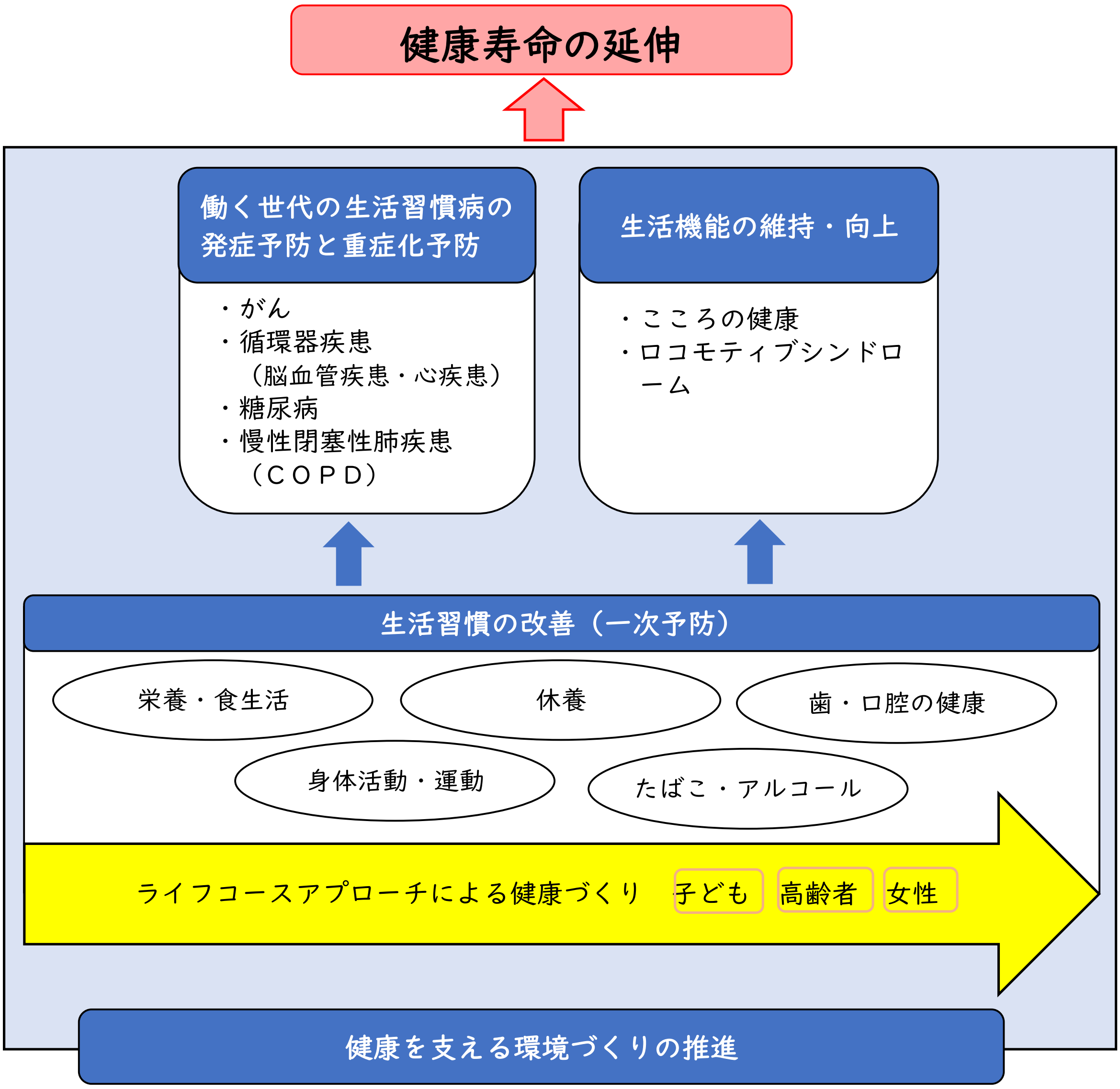

５　自殺対策計画の体系図（案）

- １　地域におけるネットワークの強化
  - １－１　砺波市健康づくり推進協議会の拡充
  - １－２　関係機関・団体等との連携の強化
- ２　自殺対策を支える人材の育成
  - ２－１　ゲートキーパーの育成
  - ２－２　相談窓口職員等を対象とした研修
- ３　市民への啓発と周知
  - ３－１　自殺対策に関する相談窓口の情報提供の促進
  - ３－２　自殺予防週間における普及啓発
  - ３－３　講演会・イベント等による市民への理解促進
- ４　生きることの促進要因への支援
  - ４－１　地域ぐるみでの自殺対策の推進
  - ４－２　相談窓口支援体制の充実
  - ４－３　若年層対策の推進
  - ４－４　高齢者に向けた支援
  - ４－５　生活困窮者への支援
  - ４－６　職場における自殺対策の推進
  - ４－７　うつ対策の推進
  - ４－８　遺された人への支援
- ５　児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育
  - ５－１　命の大切さやＳＯＳの出し方に関する教育の推進
  - ５－２　児童生徒からのＳＯＳに対する受け皿の整備